

令和 2 年 第 1 回 ( 3 月 )

# 川 口 市 議 会 定 例 会

一 般 議 案

( 議 案 第 2 7 号 ~ 議 案 第 4 8 号 )

令和2年第1回（3月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第	27号	川口市行政組織条例の一部を改正する条例……………	1
議案第	28号	川口市職員定数条例の一部を改正する条例……………	2
議案第	29号	川口市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例…	3
議案第	30号	川口市職員の給与に関する条例及び川口市職員退職手当支給 条例の一部を改正する条例……………	4
議案第	31号	川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正 する条例……………	23
議案第	32号	川口市印鑑条例の一部を改正する条例……………	24
議案第	33号	川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例……	25
議案第	34号	川口市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条 例……………	26
議案第	35号	川口市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等 を定める条例の一部を改正する条例……………	27
議案第	36号	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	29
議案第	37号	川口市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例……	30
議案第	38号	川口市会計年度任用職員である学校職員の勤務時間、休暇等 に関する条例……………	31
議案第	39号	川口市会計年度任用職員である学校職員の給与等に関する条 例……………	32
議案第	40号	川口市立高等学校附属中学校の入学選考手数料に関する条例…	34
議案第	41号	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条 例……………	35
議案第	42号	川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業施行規程等の一 部を改正する条例……………	37
議案第	43号	川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例……………	41
議案第	44号	川口市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………	43
議案第	45号	川口市下水道条例の一部を改正する条例……………	46
議案第	46号	川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業施行規	

		程を廃止する条例……………	4 7
議案第	4 7 号	包括外部監査契約の締結について……………	4 8
議案第	4 8 号	川口市監査委員の選任同意について……………	4 9

議案第 27号

川口市行政組織条例の一部を改正する条例

川口市行政組織条例（平成10年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条建設部の事務分掌中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公園に関すること。

第2条都市計画部の事務分掌の第4号を次のように改める。

(4) 緑の保全及び緑化に関すること。

第2条都市計画部の事務分掌の第5号を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 28号

川口市職員定数条例の一部を改正する条例

川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2, 488人」を「2, 510人」に改め、同項第8号中「565人」を「580人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 29号

川口市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

川口市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条に次の1項を加える。

- 2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 30号

川口市職員の給与に関する条例及び川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

(川口市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 143,600	円 163,800	円 226,300	円 257,500	円 310,600	円 333,600	円 341,900	円 348,600
	2	144,700	165,200	228,100	259,800	312,500	335,600	343,900	350,800
	3	145,800	166,600	229,900	262,100	314,400	337,600	345,900	353,000
	4	146,900	168,000	231,700	264,400	316,300	339,600	347,900	355,200
	5	148,100	169,200	233,300	266,500	318,200	341,600	349,900	357,200
	6	149,400	170,600	235,100	268,800	320,100	343,600	351,900	359,400
	7	150,700	172,000	236,900	271,100	322,000	345,600	353,900	361,600
	8	152,000	173,400	238,700	273,400	323,900	347,600	355,900	363,800
	9	153,100	174,700	240,600	275,500	325,800	349,600	357,900	365,800
	10	154,500	176,100	242,500	277,800	327,700	351,600	359,900	368,000
	11	155,900	177,500	244,400	280,100	329,600	353,600	361,900	370,200
	12	157,300	178,900	246,300	282,400	331,500	355,600	363,900	372,400
	13	158,500	180,200	248,200	284,500	333,500	357,600	365,900	374,400
	14	160,000	181,700	250,500	286,800	335,500	359,600	367,900	376,600
	15	161,500	183,200	252,800	289,100	337,500	361,600	369,900	378,800
	16	163,000	184,700	255,100	291,400	339,500	363,600	371,900	381,000
	17	164,300	186,000	257,200	293,800	341,500	365,600	373,900	383,000
	18	165,800	187,500	259,400	295,900	343,500	367,600	375,900	385,200

19	167,300	189,000	261,600	298,000	345,500	369,600	377,900	387,400
20	168,800	190,500	263,800	300,100	347,500	371,600	379,900	389,600
21	170,200	192,000	266,100	302,200	349,500	373,600	382,000	391,700
22	171,700	193,600	268,200	304,200	351,500	375,600	384,100	394,000
23	173,200	195,200	270,300	306,200	353,500	377,600	386,200	396,300
24	174,700	196,800	272,400	308,200	355,500	379,600	388,300	398,600
25	176,100	198,200	274,300	310,100	357,500	381,700	390,400	400,700
26	177,700	199,800	276,400	312,000	359,200	383,800	392,500	403,100
27	179,300	201,400	278,500	313,900	360,900	385,900	394,600	405,500
28	180,900	203,000	280,600	315,800	362,600	388,000	396,700	407,900
29	182,300	204,500	282,500	317,800	364,400	390,100	398,800	410,100
30	183,900	206,100	284,600	319,700	366,000	392,000	400,900	412,600
31	185,500	207,700	286,700	321,600	367,600	393,900	403,000	415,100
32	187,100	209,300	288,800	323,500	369,200	395,800	405,100	417,600
33	188,700	210,800	290,700	325,500	370,700	397,800	407,200	420,000
34	190,400	212,500	292,800	327,400	372,300	399,500	409,200	422,500
35	192,100	214,200	294,900	329,300	373,900	401,200	411,200	425,000
36	193,800	215,900	297,000	331,200	375,500	402,900	413,200	427,500
37	195,300	217,400	298,900	333,200	376,900	404,400	415,000	430,100
38	197,000	219,100	301,000	335,000	378,400	406,000	416,700	432,700
39	198,700	220,800	303,100	336,800	379,900	407,600	418,400	435,300
40	200,400	222,500	305,200	338,600	381,400	409,200	420,100	437,900
41	201,900	224,000	307,100	340,500	383,000	410,700	421,600	440,300
42	203,400	225,700	309,200	342,200	384,300	412,300	423,300	442,900
43	204,900	227,400	311,300	343,900	385,600	413,900	425,000	445,500
44	206,400	229,100	313,400	345,600	386,900	415,500	426,700	448,100
45	207,900	230,600	315,300	347,200	388,200	417,000	428,200	450,600
46	209,400	232,300	317,300	348,700	389,500	418,600	429,900	453,100
47	210,900	234,000	319,300	350,200	390,800	420,200	431,600	455,600
48	212,400	235,700	321,300	351,700	392,100	421,800	433,300	458,100
49	213,700	237,200	323,100	353,100	393,400	423,300	434,800	460,600
50	215,200	238,900	325,100	354,500	394,500	424,900	436,500	463,000



再任用職員以外の職員

51	216,700	240,600	327,100	355,900	395,600	426,500	438,200	465,400
52	218,200	242,300	329,100	357,300	396,700	428,100	439,900	467,800
53	219,500	243,900	330,900	358,800	397,900	429,600	441,400	470,000
54	220,900	245,800	332,600	360,200	399,000	430,500	443,000	472,100
55	222,300	247,700	334,300	361,600	400,100	431,400	444,600	474,200
56	223,700	249,600	336,000	363,000	401,200	432,300	446,200	476,300
57	224,900	251,300	337,800	364,200	402,300	433,100	447,900	478,200
58	226,200	253,300	339,300	365,600	402,900	433,900	448,900	480,200
59	227,500	255,300	340,800	367,000	403,500	434,700	449,900	482,200
60	228,800	257,300	342,300	368,400	404,100	435,500	450,900	484,200
61	230,100	259,100	343,900	369,600	404,500	436,200	451,700	486,000
62	231,400	261,100	345,100	370,900	405,100	436,900	452,600	487,900
63	232,700	263,100	346,300	372,200	405,700	437,600	453,500	489,800
64	234,000	265,100	347,500	373,500	406,300	438,300	454,400	491,700
65	235,200	267,000	348,800	374,700	406,700	438,900	455,100	493,400
66	236,400	269,000	349,500	375,900	407,200	439,600	455,900	495,200
67	237,600	271,000	350,200	377,100	407,700	440,300	456,700	497,000
68	238,800	273,000	350,900	378,300	408,200	441,000	457,500	498,800
69	240,100	274,900	351,400	379,300	408,800	441,500	458,200	500,700
70	241,100	276,800		380,200	409,300			502,500
71	242,100	278,700		381,100	409,800			504,300
72	243,100	280,600		382,000	410,300			506,100
73	244,000	282,400		382,900	410,800			507,800
74	244,800	284,300		383,700	411,300			509,100
75	245,600	286,200		384,500	411,800			510,400
76	246,400	288,100		385,300	412,300			511,700
77	247,000	289,800		385,900	412,800			512,900
78		291,400		386,600	413,300			514,100
79		293,000		387,300	413,800			515,300
80		294,600		388,000	414,300			516,500
81		296,300		388,600	414,800			517,700

82		297,900		389,200	415,300			518,900	
83		299,500		389,800	415,800			520,100	
84		301,100		390,400	416,300			521,300	
85		302,500		391,000	416,800			522,400	
86		303,700		391,600					
87		304,900		392,200					
88		306,100		392,800					
89		307,200		393,300					
90		308,000		393,900					
91		308,800		394,500					
92		309,600		395,100					
93		310,200		395,600					
94				396,200					
95				396,800					
96				397,400					
97				397,800					
98				398,400					
99				399,000					
100				399,600					
101				400,000					
102				400,500					
103				401,000					
104				401,500					
105				402,000					
106				402,500					
107				403,000					
108				403,500					
109				404,000					
再任用職員		187,300	214,900	241,400	259,100	278,500	293,100	317,500	356,000

別表第2（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

医療職給料表（1）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	321,100	393,300	438,500	551,000
2	324,300	396,100	441,300	553,800
3	327,500	398,900	444,100	556,600
4	330,700	401,700	446,900	559,400
5	333,900	404,300	449,600	562,000
6	336,700	407,200	452,500	564,600
7	339,500	410,100	455,400	567,200
8	342,300	413,000	458,300	569,800
9	345,100	415,800	461,000	572,400
10	348,000	418,600	463,900	574,900
11	350,900	421,400	466,800	577,400
12	353,800	424,200	469,700	579,900
13	356,500	426,800	472,400	582,400
14	359,500	429,600	475,200	584,900
15	362,500	432,400	478,000	587,400
16	365,500	435,200	480,800	589,900
17	368,300	437,900	483,500	592,400
18	371,100	440,600	486,300	594,900
19	373,900	443,300	489,100	597,400
20	376,700	446,000	491,900	599,900
21	379,300	448,800	494,500	602,300
22	382,200	451,600	497,200	604,800
23	385,100	454,400	499,900	607,300
24	388,000	457,200	502,600	609,800

25	390,700	459,900	505,300	612,200
26	393,400	462,600	508,000	614,600
27	396,100	465,300	510,700	617,000
28	398,800	468,000	513,400	619,400
29	401,300	470,600	516,000	621,900
30	403,900	473,300	518,700	623,900
31	406,500	476,000	521,400	625,900
32	409,100	478,700	524,100	627,900
33	411,500	481,200	526,700	629,800
34	414,000	483,900	529,200	631,800
35	416,500	486,600	531,700	633,800
36	419,000	489,300	534,200	635,800
37	421,400	491,800	536,800	637,700
38	423,800	494,300	539,100	639,700
39	426,200	496,800	541,400	641,700
40	428,600	499,300	543,700	643,700
41	430,800	501,700	545,800	645,500
42	433,400	504,000	548,100	647,500
43	436,000	506,300	550,400	649,500
44	438,600	508,600	552,700	651,500
45	441,000	511,000	554,800	653,300
46	443,500	513,300	557,000	655,300
47	446,000	515,600	559,200	657,300
48	448,500	517,900	561,400	659,300
49	450,800	520,000	563,700	661,100
50	453,200	522,100	565,800	663,100
51	455,600	524,200	567,900	665,100
52	458,000	526,300	570,000	667,100
53	460,200	528,300	572,000	668,900

54	462,100	530,300	574,000	670,900
55	464,000	532,300	576,000	672,900
56	465,900	534,300	578,000	674,900
57	467,800	536,200	580,100	676,700
58	469,600	538,000	582,100	678,700
59	471,400	539,800	584,100	680,700
60	473,200	541,600	586,100	682,700
61	474,900	543,200	588,200	684,500
62	476,700	545,000	590,100	686,500
63	478,500	546,800	592,000	688,500
64	480,300	548,600	593,900	690,500
65	482,200	550,200	595,700	692,300
66	483,700	552,000	597,600	694,300
67	485,200	553,800	599,500	696,300
68	486,700	555,600	601,400	698,300
69	488,300	557,200	603,200	700,100
70		558,900	605,100	702,100
71		560,600	607,000	704,100
72		562,300	608,900	706,100
73		564,100	610,700	707,900
74		565,800	612,600	709,900
75		567,500	614,500	711,900
76		569,200	616,400	713,900
77		570,900	618,200	715,700
78		572,600	620,100	717,700
79		574,300	622,000	719,700
80		576,000	623,900	721,700
81		577,700	625,700	723,500
82		579,400	627,600	

83		581,100	629,500	
84		582,800	631,400	
85		584,500	633,200	
86		586,200	635,100	
87		587,900	637,000	
88		589,600	638,900	
89		591,200	640,700	
90		592,900	642,600	
91		594,600	644,500	
92		596,300	646,400	
93		597,900	648,200	
94		599,600	650,100	
95		601,300	652,000	
96		603,000	653,900	
97		604,600	655,600	
98		606,300	657,500	
99		608,000	659,400	
100		609,700	661,300	
101		611,300	663,000	
102		613,000	664,900	
103		614,700	666,800	
104		616,400	668,700	
105		618,000	670,400	
106		619,700	672,300	
107		621,400	674,200	
108		623,100	676,100	
109		624,700	677,800	
110		626,400	679,700	
111		628,100	681,600	

112		629,800	683,500	
113		631,400	685,200	
114		633,100	687,100	
115		634,800	689,000	
116		636,500	690,900	
117		638,100	692,600	
118			694,500	
119			696,400	
120			698,300	
121			700,000	

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,700	174,600	222,200	315,300	365,100
	2	164,200	176,200	224,000	317,800	367,600
	3	165,700	177,800	225,800	320,300	370,100
	4	167,200	179,400	227,600	322,800	372,600
	5	168,500	180,900	229,300	325,100	374,900
	6	170,000	182,500	231,100	327,500	377,300
	7	171,500	184,100	232,900	329,900	379,700
	8	173,000	185,700	234,700	332,300	382,100
	9	174,400	187,200	236,400	334,700	384,300
	10	175,900	188,800	238,200	337,000	386,700
	11	177,400	190,400	240,000	339,300	389,100
	12	178,900	192,000	241,800	341,600	391,500
	13	180,300	193,600	243,500	343,900	393,700
	14	181,800	195,300	245,500	346,200	396,000
	15	183,300	197,000	247,500	348,500	398,300
	16	184,800	198,700	249,500	350,800	400,600

17	186,200	200,200	251,400	353,100	402,800
18	187,700	201,900	253,400	355,400	405,100
19	189,200	203,600	255,400	357,700	407,400
20	190,700	205,300	257,400	360,000	409,700
21	192,000	206,800	259,300	362,300	411,900
22	193,400	208,500	261,300	364,400	414,200
23	194,800	210,200	263,300	366,500	416,500
24	196,200	211,900	265,300	368,600	418,800
25	197,600	213,400	267,200	370,700	421,000
26	199,000	215,100	269,400	372,800	423,300
27	200,400	216,800	271,600	374,900	425,600
28	201,800	218,500	273,800	377,000	427,900
29	203,000	220,000	275,900	378,900	430,100
30	204,200	221,700	278,100	380,900	432,400
31	205,400	223,400	280,300	382,900	434,700
32	206,600	225,100	282,500	384,900	437,000
33	207,600	226,600	284,500	386,900	439,200
34	208,800	228,300	286,700	388,600	441,500
35	210,000	230,000	288,900	390,300	443,800
36	211,200	231,700	291,100	392,000	446,100
37	212,200	233,300	293,100	393,700	448,300
38	213,300	235,000	295,300	395,100	450,600
39	214,400	236,700	297,500	396,500	452,900
40	215,500	238,400	299,700	397,900	455,200
41	216,400	240,000	301,700	399,200	457,400
42	217,500	241,900	303,800	400,600	459,600
43	218,600	243,800	305,900	402,000	461,800
44	219,700	245,700	308,000	403,400	464,000
45	220,600	247,500	310,000	404,700	466,100
46	221,400	249,400	312,000	406,100	468,000
47	222,200	251,300	314,000	407,500	469,900



再任 用職 員以 外の 職員	48	223,000	253,200	316,000	408,900	471,800
	49	223,700	255,000	318,100	410,200	473,600
	50	224,500	257,000	320,100	411,600	475,500
	51	225,300	259,000	322,100	413,000	477,400
	52	226,100	261,000	324,100	414,400	479,300
	53	226,700	262,800	326,100	415,700	481,000
	54	227,400	264,800	328,000	417,100	482,800
	55	228,100	266,800	329,900	418,500	484,600
	56	228,800	268,800	331,800	419,900	486,400
	57	229,300	270,600	333,600	421,200	488,300
	58	229,900	272,400	335,300	422,600	490,100
	59	230,500	274,200	337,000	424,000	491,900
	60	231,100	276,000	338,700	425,400	493,700
	61	231,600	277,600	340,400	426,700	495,500
	62	232,200	279,400	342,000	428,100	497,300
	63	232,800	281,200	343,600	429,500	499,100
	64	233,400	283,000	345,200	430,900	500,900
	65	233,900	284,600	346,600	432,200	502,600
	66		286,300	348,000	433,600	504,400
	67		288,000	349,400	435,000	506,200
	68		289,700	350,800	436,400	508,000
	69		291,200	352,000	437,700	509,600
	70		292,800	353,300	439,100	511,300
	71		294,400	354,600	440,500	513,000
	72		296,000	355,900	441,900	514,700
	73		297,400	357,100	443,200	516,500
	74		299,000	358,400	444,600	
	75		300,600	359,700	446,000	
76		302,200	361,000	447,400		
77		303,600	362,200	448,700		
78		304,800	363,500	450,100		

79		306,000	364,800	451,500	
80		307,200	366,100	452,900	
81		308,200	367,200	454,200	
82		309,400	368,400	455,600	
83		310,600	369,600	457,000	
84		311,800	370,800	458,400	
85		312,800	371,800	459,700	
86		314,000	373,000	461,100	
87		315,200	374,200	462,500	
88		316,400	375,400	463,900	
89		317,400	376,400	465,200	
90		318,600	377,600	466,600	
91		319,800	378,800	468,000	
92		321,000	380,000	469,400	
93		322,000	381,000	470,700	
94		323,100	382,000	472,100	
95		324,200	383,000	473,500	
96		325,300	384,000	474,900	
97		326,200	385,100	476,200	
98			386,100	477,600	
99			387,100	479,000	
100			388,100	480,400	
101			389,100	481,700	
102			390,100	483,100	
103			391,100	484,500	
104			392,100	485,900	
105			393,100	487,200	
106			394,100	488,600	
107			395,100	490,000	
108			396,100	491,400	
109			397,000	492,700	

	110			398,000		
	111			399,000		
	112			400,000		
	113			400,900		
	114			401,900		
	115			402,900		
	116			403,900		
	117			404,800		
	118			405,700		
	119			406,600		
	120			407,500		
	121			408,400		
	122			409,300		
	123			410,200		
	124			411,100		
	125			412,000		
再任用職員		214,900	241,400	259,100	278,500	293,100

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,300	201,700	242,400	323,700	323,300
	2	165,800	203,300	244,000	325,500	325,200
	3	167,300	204,900	245,600	327,300	327,100
	4	168,800	206,500	247,200	329,100	329,000
	5	170,200	207,900	248,600	330,900	330,700
	6	171,900	209,500	250,200	333,000	332,900
	7	173,600	211,100	251,800	335,100	335,100
	8	175,300	212,700	253,400	337,200	337,300

9	176,800	214,100	254,800	339,100	339,400
10	178,600	215,700	256,400	341,200	341,600
11	180,400	217,300	258,000	343,300	343,800
12	182,200	218,900	259,600	345,400	346,000
13	183,900	220,300	261,000	347,300	348,100
14	185,800	221,900	262,600	349,300	350,200
15	187,700	223,500	264,200	351,300	352,300
16	189,600	225,100	265,800	353,300	354,400
17	191,300	226,500	267,200	355,100	356,300
18	193,100	228,100	268,800	356,900	358,300
19	194,900	229,700	270,400	358,700	360,300
20	196,700	231,300	272,000	360,500	362,300
21	198,300	232,700	273,400	362,300	364,100
22	199,900	234,300	275,000	364,100	366,000
23	201,500	235,900	276,600	365,900	367,900
24	203,100	237,500	278,200	367,700	369,800
25	204,500	238,900	279,600	369,400	371,700
26	206,100	240,500	281,200	371,000	373,500
27	207,700	242,100	282,800	372,600	375,300
28	209,300	243,700	284,400	374,200	377,100
29	210,700	245,100	285,800	375,900	378,800
30	212,300	246,700	287,400	377,400	380,600
31	213,900	248,300	289,000	378,900	382,400
32	215,500	249,900	290,600	380,400	384,200
33	216,900	251,300	292,000	381,900	385,800
34	218,500	252,900	293,600	383,300	387,400
35	220,100	254,500	295,200	384,700	389,000
36	221,700	256,100	296,800	386,100	390,600
37	223,100	257,500	298,200	387,500	392,100
38	224,600	259,100	299,800	388,700	393,600
39	226,100	260,700	301,400	389,900	395,100

再任用職員以外の職員	40	227,600	262,300	303,000	391,100	396,600
	41	229,000	263,800	304,400	392,400	397,900
	42	230,500	265,400	306,000	393,600	399,400
	43	232,000	267,000	307,600	394,800	400,900
	44	233,500	268,600	309,200	396,000	402,400
	45	234,900	270,100	310,600	397,200	403,700
	46	236,400	271,700	312,200	398,400	405,200
	47	237,900	273,300	313,800	399,600	406,700
	48	239,400	274,900	315,400	400,800	408,200
	49	240,800	276,400	317,000	402,000	409,500
	50	242,300	278,000	318,700	403,200	410,900
	51	243,800	279,600	320,400	404,400	412,300
	52	245,300	281,200	322,100	405,600	413,700
	53	246,700	282,700	323,700	406,800	414,900
	54	248,000	284,300	325,500	408,000	416,300
	55	249,300	285,900	327,300	409,200	417,700
	56	250,600	287,500	329,100	410,400	419,100
	57	251,800	289,000	330,900	411,500	420,300
	58	253,000	290,600	332,900	412,700	421,700
	59	254,200	292,200	334,900	413,900	423,100
	60	255,400	293,800	336,900	415,100	424,500
	61	256,500	295,300	338,800	416,200	425,700
	62	257,700	296,900	340,800	417,300	427,000
	63	258,900	298,500	342,800	418,400	428,300
	64	260,100	300,100	344,800	419,500	429,600
	65	261,200	301,600	346,700	420,500	430,800
	66	262,400	303,200	348,500	421,600	432,100
	67	263,600	304,800	350,300	422,700	433,400
	68	264,800	306,400	352,100	423,800	434,700
	69	265,900	307,800	353,800	424,800	435,900
	70	267,100	309,300	355,300	425,900	437,200

71	268,300	310,800	356,800	427,000	438,500
72	269,500	312,300	358,300	428,100	439,800
73	270,500	313,700	359,600	429,000	441,000
74	271,700	315,200	360,900	430,100	442,300
75	272,900	316,700	362,200	431,200	443,600
76	274,100	318,200	363,500	432,300	444,900
77	275,100	319,500	364,600	433,200	446,000
78	276,100	320,900	365,600	434,300	447,300
79	277,100	322,300	366,600	435,400	448,600
80	278,100	323,700	367,600	436,500	449,900
81	279,000	324,900	368,600	437,400	451,000
82	280,000	325,900	369,600	438,500	452,300
83	281,000	326,900	370,600	439,600	453,600
84	282,000	327,900	371,600	440,700	454,900
85	282,800	328,800	372,400	441,600	456,000
86	283,700	329,800	373,400	442,700	457,300
87	284,600	330,800	374,400	443,800	458,600
88	285,500	331,800	375,400	444,900	459,900
89	286,200	332,600	376,200	445,800	461,000
90	287,100	333,500	377,200	446,900	462,300
91	288,000	334,400	378,200	448,000	463,600
92	288,900	335,300	379,200	449,100	464,900
93	289,600	336,000	380,000	450,000	466,000
94	290,500	336,900	381,000		467,200
95	291,400	337,800	382,000		468,400
96	292,300	338,700	383,000		469,600
97	293,000	339,400	383,800		470,900
98	293,900	340,300	384,800		472,100
99	294,800	341,200	385,800		473,300
100	295,700	342,100	386,800		474,500
101	296,400	342,800	387,600		475,800

102	297,200	343,600	388,600		477,000
103	298,000	344,400	389,600		478,200
104	298,800	345,200	390,600		479,400
105	299,400	345,900	391,400		480,600
106	300,200	346,700	392,200		481,800
107	301,000	347,500	393,000		483,000
108	301,800	348,300	393,800		484,200
109	302,400	349,000	394,400		485,400
110	303,200	349,700	395,200		
111	304,000	350,400	396,000		
112	304,800	351,100	396,800		
113	305,400	351,700	397,400		
114		352,400	398,100		
115		353,100	398,800		
116		353,800	399,500		
117		354,400	400,200		
118		355,100			
119		355,800			
120		356,500			
121		357,000			
再任用職員	214,900	241,400	259,100	278,500	293,100

(川口市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 川口市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則中第32項を第33項とし、第31項の次に次の1項を加える。

32 前項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に退職した職員に対して支給する退職手当の額を計算する場合における給料月額には、川口市職員の給与に関する条例及び川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和2年条例第 号）附則第3項から第5項までの

規定による給料の額を含むものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(川口市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（施行日において川口市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第10条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員にあつては、当該給料月額に100分の98を乗じて得た額）に達しないこととなるもの（次項に規定する職員及び市長が別に定める職員を除く。）には、令和7年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以後新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第6条の2第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と川口市職員の給与に関する条例及び川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和2年条例第 号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との



合計額」とする。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第 31号

川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「正規の勤務時間」を「その者について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改める。

第9条中「その者について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に改める。

第12条第1項並びに第2項第1号及び第2号中「除した」を「除して得た」に改め、同条第3項後段を次のように改める。

この場合において、第1項中「及び」とあるのは「、初任給調整手当の月額及び」と、「1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員の任期における正規の勤務時間を合計した時間数（任期が1年に満たない者にあつては、これに相当するものとして市長が別に定める時間数。次項第1号において同じ。）」と、前項中「及び」とあるのは「、初任給調整手当に相当する報酬の額及び」と、「1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員の任期における正規の勤務時間を合計した時間数」と読み替えるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 32号

川口市印鑑条例の一部を改正する条例

川口市印鑑条例（昭和49年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。

(1) 15歳未満の者

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第9条第1項中「印鑑を」を「印章を」に改める。

第13条第1号中「印鑑」を「印章」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 意思能力を有しない者となったとき。

第19条中「登録している印鑑」を「その登録に係る印章」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 33号

川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市保健衛生関係事務手数料条例（平成29年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同条第2号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

第17条第8号中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例中第13条の改正規定は令和2年4月1日から、第17条の改正規定は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日から施行する。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 34号

川口市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

川口市動物の愛護及び管理に関する条例（平成30年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（動物愛護管理員）

第13条 市は、法第37条の3第1項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、同項に規定する動物愛護管理担当職員として動物愛護管理員を置く。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 議案第 35号

川口市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例

川口市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等を定める条例（平成29年条例第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川口市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準等を定める条例

第1条中「第50条第2項」を削り、「営業の施設の内外における公衆衛生上講ずべき措置」を「食品衛生検査施設の設備及び職員の配置」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「食品衛生責任者（営業者、給食施設の設置者又は営業の施設若しくは部門若しくは給食施設において従事する者のうち、食品衛生に関する責任者であるものをいう。以下同じ。）」を「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号に規定する食品衛生責任者」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 許可営業を営む者

第8条第2号中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附則第2項中「、第5条第1項」を「、第4条第1項」に改める。

附則第3項中「、第7条第1項」を「、第6条第1項」に改める。

別表第1から別表第5までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の川口市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等を定める条例第4条及び第8条並びに別表第1から別表第5までの規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条に規

定する同法第 1 条の規定による改正前の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 50 条第 2 項の規定により定められた基準とする。

令和 2 年 2 月 26 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 36号

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び第22条中「580,000円」を「610,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫



議案第 37号

川口市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

川口市浄化槽保守点検業者登録条例（平成29年条例第95号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

(8) 第10条の2の規定に違反する者

第10条第2項中「前項の」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（浄化槽管理士に対する研修）

第10条の2 浄化槽保守点検業者は、第3条第2項に規定する有効期間が満了するまでの間に1回以上、規則で定める研修を浄化槽管理士に受けさせ、及び浄化槽保守点検業者（浄化槽管理士の資格を有する者に限る。）自ら受けなければならない。ただし、当該研修を受けさせ、及び自ら受けないことにつき相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間に登録の有効期間が満了する浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、この条例による改正後の川口市浄化槽保守点検業者登録条例第6条第1項第8号及び第10条の2の規定は、適用しない。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 38号

川口市会計年度任用職員である学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、川口市学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和47年条例第15号）第5条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である川口市立の高等学校に勤務する講師及び実習助手（以下「会計年度任用学校職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 会計年度任用学校職員の勤務時間、休暇等については、講師にあつては埼玉県立の高等学校の非常勤の講師の、実習助手にあつては埼玉県立の高等学校において語学指導等を行う外国語指導助手の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(川口市学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

2 川口市学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び実習助手並びに事務職員（市長が別に定める職員を除く。）」を「、実習助手及び事務職員であつて、市長が別に定める職員以外のもの」に改める。

本則に次の1条を加える。

(会計年度任用職員である学校職員の勤務時間等)

第5条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である学校職員の勤務時間等については、前2条の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に条例で定める。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 議案第 39号

### 川口市会計年度任用職員である学校職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、川口市学校職員の給与等に関する条例（昭和44年条例第16号）第6条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である川口市立の高等学校に勤務する講師及び実習助手（以下「会計年度任用学校職員」という。）の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類等)

第2条 会計年度任用学校職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員であるものに限る。以下同じ。）の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

2 会計年度任用学校職員には、勤務のためにその者の住居と勤務学校との間を往復するときは当該往復に係る費用を、公務のために出張するときは当該出張に係る費用を費用弁償として支給する。

3 会計年度任用学校職員の報酬及び期末手当並びに費用弁償については、講師にあっては埼玉県立の高等学校の非常勤の講師の、実習助手にあっては埼玉県立の高等学校において語学指導等を行う外国語指導助手の例による。

4 前項の規定にかかわらず、会計年度任用学校職員の報酬の基本額（会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（平成31年埼玉県条例第20号）第3条第3項に規定する報酬の基本額をいう。）に同条第3項の規定により乗ずる割合は、川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）第8条の2第2項に定める割合とする。

5 第3項の規定にかかわらず、会計年度任用学校職員の期末手当の支給日は、川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）第2条第2項に規定するパートタイム会計年度任用職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(川口市学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 川口市学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び実習助手並びに事務職員（市長が別に定める職員を除く。以下同じ。）」を「、実習助手及び事務職員であって、市長が別に定める職員以外のもの」に改める。

本則に次の1条を加える。

（会計年度任用職員である学校職員の給与等）

第6条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である学校職員の給与等については、前3条の規定にかかわらず、別に条例で定める。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 40号

川口市立高等学校附属中学校の入学選考手数料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、川口市立高等学校附属中学校の入学選考手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学選考手数料)

第2条 川口市立高等学校附属中学校への入学を志願する者は、入学願書を提出するまでに、入学選考手数料を納付しなければならない。

2 入学選考手数料の額は、2,200円とする。

(入学選考手数料の不還付)

第3条 既納の入学選考手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 議案第 41号

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ウ中「別表第4の2、別表第4の3」を「次条、別表第4の2」に改め、同条第2項中「、住戸部分」を「住戸部分の床面積を、誘導基準Ⅰの第2の2-3（2）ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物にあつては共用部分」に改める。

第7条第1項第1号ア及びイを次のように改める。

ア 適合性判定に係る建築物が省令第1条第1項各号に定める基準に適合していることを示す規則で定める書類（以下この号及び次号において「適合証」という。）が添付されていないもの

(ア) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2（ア）の欄に掲げる省令の基準及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額

(イ) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の2（ア）の欄に掲げる省令の基準及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 適合証が添付されているもの

(ア) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の3（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額

(イ) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づくもの 1件につき別表第4の3（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

第7条第1項第2号中「交付手数料 1件につき 別表第4の3（ア）の欄に掲げる省令の基準及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額」を「交付手数料」に改め、同号に次のように加える。

ア 適合証が添付されていないもの 1件につき 別表第4の2（ア）の欄に

掲げる省令の基準及び床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 適合証が添付されているもの 1件につき 別表第4の3（ア）の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

第7条第2項中「住宅部分の床面積の合計」の次に「（同項第3号、第5号及び第7号に規定する床面積の合計にあつては、省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分の床面積を除く。）」を加える。

別表第4の3を次のように改める。

別表第4の3（第7条関係）

（ア）	（イ）
床面積の合計	
300平方メートル未満の場合	10,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	31,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	94,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	149,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	188,000円
25,000平方メートル以上の場合	235,000円

別表第7中「及びロ(2)」の次に「又は同号イ(3)及びロ(3)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第 42号

川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例

(川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業施行規程(昭和54年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「にあん分した」を「に<sup>あん</sup>按分した」に改め、同項ただし書中「<sup>あん</sup>であん分した」を「で按分した」に改める。

第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(川口都市計画事業芝東第6土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 川口都市計画事業芝東第6土地区画整理事業施行規程(昭和59年条例第64号)の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「にあん分した」を「に<sup>あん</sup>按分した」に改め、同項ただし書中「<sup>あん</sup>であん分した」を「で按分した」に改める。

第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業施行規程(平成元年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「にあん分した」を「に<sup>あん</sup>按分した」に改め、同項ただし書中「<sup>あん</sup>であん分した」を「で按分した」に改める。

第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施行規程(平成6年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「あん分して」を「<sup>あん</sup>按分して」に改め、同条第5項中「あん分した」を「按分した」に改める。



第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(川口都市計画事業芝東第3土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第5条 川口都市計画事業芝東第3土地区画整理事業施行規程（平成7年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「あん分して」を「<sup>あん</sup>按分して」に改め、同条第5項中「あん分した」を「按分した」に改める。

第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第6条 川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理事業施行規程（平成7年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「あん分して」を「<sup>あん</sup>按分して」に改め、同条第5項中「あん分した」を「按分した」に改める。

第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第7条 川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理事業施行規程（平成9年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「あん分して」を「<sup>あん</sup>按分して」に改め、同条第5項中「あん分した」を「按分した」に改める。

第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

(川口都市計画事業里土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第8条 川口都市計画事業里土地区画整理事業施行規程（平成23年条例第126号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「あん分して」を「<sup>あん</sup>按分して」に改め、同条第5項中「あん分した」を「按分した」に改める。

第26条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公

告があつた日の翌日における法定利率」に改める。

(川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第9条 川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業施行規程(平成29年条例第98号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「令」を「土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号。以下「令」という。)」に改める。

第16条第5項中「あん分して」を「<sup>あん</sup>按分して」に改め、同条第6項中「あん分した」を「按分した」に改める。

第17条ただし書中「あん分」を「按分」に改める。

第24条第2項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率」に改める。

第27条第1項中「土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。

- (1) 第1条中川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業施行規程第18条第5項の改正規定
- (2) 第2条中川口都市計画事業芝東第6土地区画整理事業施行規程第18条第5項の改正規定
- (3) 第3条中川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業施行規程第18条第5項の改正規定
- (4) 第4条中川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施行規程第18条の改正規定
- (5) 第5条中川口都市計画事業芝東第3土地区画整理事業施行規程第18条の改正規定
- (6) 第6条中川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理事業施行規程第18条の改正規定
- (7) 第7条中川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理事業施行規程第18条

の改正規定

- (8) 第8条中川口都市計画事業里土地区画整理事業施行規程第18条の改正規定
- (9) 第9条の規定（川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業施行規程第24条第2項の改正規定を除く。）

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 43号

川口市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ア(ア) a中「前号イの(ア)」を「前号イ(ア)」に改める。

第11条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第13条第1項第1号を次のように改める。

(1) 規則で定めるところにより請書を提出すること。

第18条中「、第21条第2項」を削る。

第21条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第23条第1項を次のように改める。

公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（入居者が負担するものとして市長が別に定めるものを除く。）は、市の負担とする。

第23条第3項中「第1項に掲げる」を「公営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第24条第4号中「に規定する」を「の規定により市が負担することとされる」に改める。

第52条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第54条の表第13条第1項第2号の項の次に次のように加える。

第17条第2項	第37条第1項	第54条において準用する第37条第1項
---------	---------	---------------------

第54条の表第18条の項中「、第21条第2項」を削り、「、第42条及び第63条」を「及び第42条並びに第63条」に改める。

第58条の表第11条の項中

前2条	第58条において準用する前2条	を
-----	-----------------	---

  

第9条	第58条において準用する第9条	に改め、同表第16条
前条	第58条において準用する前条	

第1項の項の次に次のように加える。

第17条第2項	第37条第1項	第58条において準用する第37条第1項
---------	---------	---------------------

第58条の表第18条の項中「、第21条第2項」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第2号ア(ア) aの改正規定、第11条の改正規定、第52条第1項第3号の改正規定、第54条の表第13条第1項第2号の項の次に1項を加える改正規定、同表第18条の項の改正規定（「、第42条及び第63条」を「及び第42条並びに第63条」に改める部分に限る。）、第58条の表第11条の項の改正規定及び同表第16条第1項の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 44号

川口市水道事業給水条例の一部を改正する条例

川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同項の表中「80,000円」を「88,000円」に、「160,000円」を「176,000円」に、「290,000円」を「319,000円」に、「460,000円」を「506,000円」に、「980,000円」を「1,078,000円」に、「1,740,000円」を「1,914,000円」に、「3,910,000円」を「4,301,000円」に、「8,280,000円」を「9,108,000円」に、「23,680,000円」を「26,048,000円」に改め、同条第2項中「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同条第3項中「80,000円」を「88,000円」に改め、「に100分の110を乗じて得た額」を削る。

第7条の3第1項及び第2項中「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同条第3項中「80,000円」を「88,000円」に改め、「に100分の110を乗じて得た額」を削る。

第22条第1項中「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同項の表を次のように改める。

口 径 (ミリメ ートル)	基 本 料 金		従量料金（1立方メートルにつき）	
	料 金	基本水量	使 用 水 量	料 金
13	1,111円	10立方メートルまで	10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	173円80銭
			20立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	281円60銭
20	1,815円	10立方メートルまで	50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	330円
			100立方メートルを超え 200立方メートルまでの分	376円20銭
25	2,343円	10立方メートルまで	200立方メートルを超える分	422円40銭

30	3,190円		100立方メートルまでの分	330円
40	5,126円		100立方メートルを超え	376円20銭
50	13,310円		200立方メートルまでの分	
75	24,948円		200立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	422円40銭
100	44,352円		500立方メートルを超え	431円20銭
150	110,880円		1,000立方メートルまでの分	
200	217,602円		1,000立方メートルを超える分	470円80銭

第22条第2項中「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同項の表中「6,300円」を「8,668円」に、「103円」を「140円80銭」に、「115円」を「157円30銭」に、「126円」を「171円60銭」に改め、同条第3項中「242円」を「330円」に改め、「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同項後段を削り、同条第4項中「に100分の110を乗じて得た額」を削る。

第25条第1項中「に100分の110を乗じて得た額」を削る。

第29条に次の1項を加える。

- 2 管理者は、使用者等が口座振替の方法により水道料金を納付するときは、その者の水道料金から55円を超えない範囲内で管理者が定める額を減額することができる。ただし、使用者等の責めに帰すべき事由により、水道料金が管理者の指定する期限（以下「指定期限」という。）内に納付されなかったときは、この限りでない。

附則第7項中「加入分担金の額」の次に「に100分の110を乗じて得た額」を加え、「に100分の110を乗じて得た額」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）

第22条及び第25条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後に定例日が到来するものに係る料金は、その使用水量について、この条例による改正前の川口市水道事業給水条例第22条及び第25条第1項の規定により算定した料金の額に前回定例日（施行日の直前の定例日をいう。以下同じ。）の翌日から施行日の前日までの期間の日数を乗じて得た額と、新条例第22条及び第25条第1項の規定により算定した料金の額に施行日から初回定例日（施行日以後の最初の定例日をいう。以下同じ。）までの期間の日数を乗じて得た額の合計額を、前回定例日の翌日から初回定例日までの期間の日数で除して得た額とする。

- 3 新条例第29条第2項の規定は、施行日以後に定例日が到来する水道料金から適用する。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫



議案第 45号

川口市下水道条例の一部を改正する条例

川口市下水道条例（昭和47年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同項の表中「887円」を「975円70銭」に、「93円」を「102円30銭」に、「112円」を「123円20銭」に、「131円」を「144円10銭」に、「149円」を「163円90銭」に、「168円」を「184円80銭」に、「188円」を「206円80銭」に、「208円」を「228円80銭」に、「230円」を「253円」に、「29円」を「31円90銭」に改める。

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 46号

川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

川口都市計画事業新郷東部第1特定土地区画整理事業施行規程（昭和57年条例第46号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 47号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議決を求める。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和2年4月1日
- 3 契約の金額 15,280,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 川口市芝下1丁目1番7-604号 パレスステージ蔵  
公認会計士 小山 彰

令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 48号

川口市監査委員の選任同意について

川口市監査委員に次の者を選任するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により同意を求める。

記

金 井 洋 昭和54年6月19日生 川口市大字里449番地の2  
令和2年2月26日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 金 井 洋

生年月日 昭和54年6月19日

現 住 所 川口市大字里449番地の2

平成20年 8月 税理士登録

平成27年 4月 関東信越税理士会川口支部理事

平成29年 4月 川口関税会理事

平成31年 4月 関東信越税理士会川口支部副支部長